四条第一号ロ」に、「第三十条第一項」を「第二十七条の五、第三十条第一項」に、「第三十八条の二」を「第三十八条の二第一項から第三項まで」に、「第百八条第一項各号」を「第百七条第二号、第百八条第一項各号」に、「第百十条第一項」を「第百十条第一項ただし書」に、「第二項又は」を「第二項（第百十条の五第二項において準用する場合を含む。）、第百十条の二第一項若しくは第二項、第百十条の三第一項第一号、第百十条の四第一項、第三項若しくは第四項、第百十条の五第一項又は」に、「の規定」を「、第四号若しくは第五号の規定」に改める。

第百七十七条中「営んだ」の下に「ときは、当該違反行為をした」を加える。

第百八十条の二中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「場合に」を「とき」に改める。

第百八十一条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条各号中「違反した者」を「違反したとき。」に改める。

第百八十二条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第七十八条第一項（第百十六条第一項において準用する場合を含む。）又は第百十六条の四の規定に違反してその職務に関し知り得た秘密を漏らした」に改め、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

2　第八十五条の十三第二項、第百条第二項（第百三条において準用する場合を含む。）又は第百十六条の六第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、当該違反行為をした者も、前項と同様とする。

第百八十五条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「違反して」を「よる届出をせず、若しくは虚偽の届出をして」に、「者（第九条の登録を受けるべき者を除く。）」を「とき、又は同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき。」に改め、同条第二号中「違反して」を「よる届出をせず、又は虚偽の届出をして、」に、「行つた者」を「行つたとき。」に改める。

第百八十六条第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に「、又は第十三条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に違反して変更登録を受けなかつたとき」を加え、同条第三号中「第二十一条第四項」の下に「、第二十七条の七第一項若しくは第二項」を、「第三十五条第一項」の下に「（第三十九条において準用する場合を含む。）」を、「第三十九条において準用する場合を含む。）」の下に「、第三十八条の二第四項」を加え、同条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　第二十七条の十第一項の規定に違反して特定利用者情報統括管理者を選任しなかつたとき。

第百八十七条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第十六条第三項又は第四項」を「第十六条第四項」に、「せず、又は」を「しないで同条第一項第三号若しくは第四号の事項を変更し、若しくは虚偽の届出をしたとき、又は同条第五項若しくは同条第六項の規定により読み替えて適用する同条第四項の規定による届出をせず、若しくは」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二号中「付した者」を「付したとき。」に改める。

第百八十八条第一号中「第二十六条の四第二項」の下に「、第二十七条の六第一項若しくは第二項、第二十七条の十第二項」を加え、「第三十八条の二」を「第三十八条の二第一項」に改め、「第六項」の下に「（同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「第二十条第一項」を「第十九条第一項（第二号基礎的電気通信役務に係る部分に限る。）又は第二十条第一項」に改め、同条第六号中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改める。

第百九十条第二号中「第百八十二条第二項」を「第百八十二条第二項」に改める。

第百九十二条第一号中「第九十条第二項」の下に「（第百十六条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第百九十三条第一号中「第十三条第四項、第十六条第二項」を「第十三条第五項、第十六条第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　次条及び附則第五条の規定　公布の日

二　第七十三条の二の改正規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条　総務大臣は、この法律の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）前においても、この法律による改正後の電気通信事業法（以下この条及び次条において「新法」という。）第二条第七号イ、第七条第二号、第二十七条の五、第三十三条第一項、第三十八条の二第二項若しくは第三項、第百七条第二号、第百十条の二第一項若しくは第二項、第百十条の三第一項第一号、第百十条の四第一項、第三項若しくは第四項若しくは第百十条の五第一項、同条第二項において準用する新法第百十条第二項若しくは新法第百六十四条第二項第四号若しくは第五号の規定による総務省令の制定若しくは改廃又は新法第百十条の五第一項の規定による政令の制定若しくは改廃のために、この法律による改正前の電気通信事業法（次項及び次条第三項において「旧法」という。）第百六十九条の政令で定める審議会等に諮問することができる。

2　基礎的電気通信役務支援機関（旧法第百六条に規定する基礎的電気通信役務支援機関をいう。第四項において同じ。）は、施行日前においても、新法第百十六条第一項において準用する新法第七十九条第一項の規定の例により、支援業務規程（新法第百七条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）の実施に関する事項に係る部分に限る。）について、同項の認可の申請をすることができる。

3　総務大臣は、前項の規定による認可の申請があった場合には、施行日前においても、新法第百十六条第一項において準用する新法第七十九条第一項の規定の例により、その認可をすることができる。この場合において、その認可を受けた支援業務規程は、施行日において、同項の規定による認可を受けたものとみなす。

4　基礎的電気通信役務支援機関は、施行日前においても、新法第百十六条第一項において準用する新法第八十条第一項の規定の例により、事業計画及び収支予算（新法第百七条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る部分に限る。）について、同項の認可の申請をすることができる。

5　総務大臣は、前項の規定による認可の申請があった場合には、施行日前においても、新法第百十六条第一項において準用する新法第八十条第一項の規定の例により、その認可をすることができる。この場合において、その認可を受けた事業計画及び収支予算は、施行日において、同項の規定による認可を受けたものとみなす。

（経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に新法第七条第二号に規定する第二号基礎的電気通信役務を提供している電気通信事業者が施行日以後最初に新法第十九条第一項の規定により総務大臣に届け出るべき契約約款については、同項中「その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする」とあるのは、「電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日から六月以内に、総務大臣に届け出なければならない」とする。